

「旧大浜崎通航潮流信号所施設」が重要文化財（建造物）指定へ

令和6年5月17日（金）、国の文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財に対し、文化財保護法第27条の規定により、重要文化財に指定するよう、答申を行う予定です。その結果、官報告示を経て、県内の重要文化財（建造物）は59件となります。

文化財の概要

名 称	員 数	所 在 地
<small>きゅうおおはまさきつうこうちゅうりゅうしんごうしよしせつ</small> 旧大浜崎通航潮流信号所施設 <small>つうこうしんごうとう</small> 通航信号塔 <small>ひるまちょうりゅうしんごうき</small> 昼間潮流信号機 <small>やかんちゅうりゅうしんごうとう おおはまさきとうだい</small> 夜間潮流信号塔（大浜崎灯台） 附・囲障（上段・下段） <small>けんちょうきなみよけとう</small> 検潮器浪除塔 附・旗竿 石垣（上段・中段・下段）	1棟3基	広島県尾道市因島大浜町字大立場 所 有 者 通航信号塔 尾道市 昼間潮流信号機 国（財務省） 夜間潮流信号塔 国（海上保安庁） 検潮器浪除塔 国（財務省）
内 容		
<p>旧大浜崎通航潮流信号所施設は、瀬戸内海の狭水道、布刈瀬戸<small>めかり</small>を航行する船舶に交通状況や潮流の方向を告知するため設置された施設である。通航信号塔及び昼間潮流信号機、検潮器浪除塔は、明治43年の通航潮流信号所開設時の建設であり、夜間潮流信号塔は、明治27年に建設された灯台が転用されたものである。</p> <p>通航信号塔は屋根上に3つの角塔を並べ、昼間は木板で○△□の記号を表示し、夜間は色の異なる信号灯を用い、対向船舶の位置を知らせていた。現存唯一の木造信号塔として貴重である。昼間潮流信号機は、腕木の両端に長方形、円形の板が設置され、板の位置と腕木の角度により、潮流の変化を船舶に知らせていた。夜間潮流信号塔は、色の異なる灯光を使用し、夜間に潮流の状態を知らせる役割を持っていた。昭和29年の信号所廃止後は、灯台としての用途に戻り、現在も運用されている。検潮器波除塔は敷地の西側に位置し、潮位を計測するために使用されていた。</p> <p>本施設は、近代交通標識の主要な施設が集約され、かつ当初の位置に残されており、船舶の安全航行を支えた施設群として近代海上交通史上、価値が高い。</p>		
備 考		
通航信号塔、昼間潮流信号機、旗竿は現在広島県重要文化財。		



旧大浜埼通航潮流信号所施設（撮影 村上宏治）



通航信号塔（撮影 渡邊義孝）



昼間潮流信号機



夜間潮流信号塔



検潮器浪除塔（撮影 渡邊義孝）

※ 写真のデジタルデータが必要な場合は、文化財課へ御連絡ください。

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)	件数		種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計	26				26	
重要文化財	建造物	59 (+1)	重要文化財	建造物	45 (-1)	104
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
小計	205 (+1)	小計	318 (-1)	523		
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	29		史跡	125	154
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	117	132
小計	55	小計	249	304		
重要伝統的建造物群	4			4		
合計	301 (+1)	合計	641 (-1)	942		

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11	
国 選定保存技術	2	
国 登録文化財	登録有形文化財	299
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。

※3 今回答申物件は県指定を含んでおり、正式に国指定となった時点で県指定が解除されるため、その分の県指定件数を差し引いている。